



陳 述 書

平成19年12月12日

高崎市北新波町136-4

伊 藤 祐



第1 私の略歴

私は、1958年高崎市生まれの49才です。県立高崎高校、群馬大学教育学部（理科Ⅲ類・地学専攻）を卒業し、その後、1981年に県立桐生女子高校、1982年に伊勢崎市立女子高校でそれぞれ1年間、非常勤講師（理科）を勤めました。

1983年に日本共産党群馬県委員会の専従職員となり、1985年に「しんぶん赤旗」の群馬県記者、1994年に党群馬県議団事務局長、2000年には党西毛地区委員会副委員長と職務が変わっています。2003年に行われたいっせい地方選挙県議選の高崎市に立候補して当選（1期）しました。2007年の選挙で落選し、現在、党西毛地区委員会副委員長です。

第2 ダム問題とのかかわり

私は学生時代に地質調査で自然に触れる機会が多く、開発によってかけがえのない自然がつぎつぎと破壊されてゆくことを憂慮していました。また、「しんぶん赤旗」の記者時代に、当時最盛期だったゴルフ場・スキー場などのリゾート開発や産業廃棄物処分場などの建設と、自然破壊や水源汚染を心配する住民たちの運動をくりかえし取材するなかで、開発と環境の問題に強い関心を持つに至りました。

八ツ場ダム問題についても1986年当時に取材しましたが、この時は水没住民が現地生活再建を受け入れた直後であり、ダムの必要性には踏み込まない内容の記事しか書けませんでした。しかし、ダムが出来るとかなりの部分が水没してしまう吾妻溪谷を歩き、この自然を破壊してしまっただけのよいかと、忸怩たる気持ちが強く残ったのを覚えています。

第3 八ッ場ダムの必要性の再検討は行政の責務

日本共産党群馬県議団は、私が同事務局長の時代に、改めて八ッ場ダムの必要性を検証し、水没住民の生活再建とは切り離して、ダム本体はつくるべきではない、という結論に達しました。それは、今日の社会情勢の変化、ダムに対する私たちの認識の変化を反映したものでした。

ダムはかつて人類に利益をもたらす科学技術の象徴だった時代があります。特に日本の河川は短く急勾配で、洪水が起こりやすく渇水になりやすい面があります。この洪水をダムにため込むというのは一石二鳥であり、雪解け水をため込む山岳地帯につくられたダム群は日本の科学技術の象徴として国民には誇らしく写った時期がありました。

しかし、日本人の環境に対する認識は、ここ10数年で大きく変化しました。川の流れは、渇水であれ洪水であれ生態系を形づくるものであり、物質循環を担う地球生命にとってかけがえのない存在であるという認識です。川の流れは、洪水があれば礫が動き、古いコケがはがされて新しいコケが生まれてコケがアユのえさになります。また、洪水で運ばれる大量の物質が海の生き物にとっての一大栄養源になります。この営みを断ち切るダムは、川の生態系を破壊する巨大な害悪を持つ存在なんだという認識——ダムというのは、相当なのっぴきならない、他に代えがたい理由がなければつくってはならない——という認識が我々日本人ばかりでなく人類共通のものとなってきています。しかも、八ッ場ダムは、上流のいくつかの沢ではなく、広大な集水域を持った吾妻川の本流をばっさりと断ち切るダムであり、この戒めを強く反映するダムであります。

見直しのもう一つのファクターは、莫大な税金を投入するに見合う正当な必要性・効果があるのか、得られるのか、という点です。八ッ場ダムは4600億円という日本一の莫大な事業費が投入されようとしているダムであり、財政危機、とりわけ地方財政の逼迫が明らかな中でも進めるべき事業なのかについて厳格な検証が必要です。

第4 あらゆる指標が水需要の大幅な減少を示唆している

以下に述べるように、群馬県の水需要に関わるあらゆる指標が、大幅な

減少を示しています。

1 給水実績の減少

群馬県の上水道の一日最大給水実績は、1994～1997年度の約12120万 m³/日をピークに、以後は顕著な減少傾向にあります。明らかとなっている最も新しい数値である2005年度のそれは104万 m³/日であり、7年間で16万 m³/日減少しています。これは八ツ場ダム開発水（17.3万 m³/日）にはほぼ匹敵します。

このように減少傾向は趨勢であり、今後さらに給水量は減少すると予想されます。群馬県は、県の総合計画である「21世紀プラン」で、水需要の見通しを「2010年に134万～143万 m³/日」へ増加するとしていますが、現実には正反対に減少しているのです。

2 一人あたり給水量の減少

一人あたりの水使用量をみても減少傾向は顕著です。一日最大給水実績1995年度の604ℓをピークに減少しはじめ、2005年度には518ℓにまで低下しています。因みに群馬県の予測では、2005年度のひとり一日最大給水量は627ℓになるはずでした。従って、実績は109ℓも下回っているのです。

3 人口予測の減少

群馬県の総人口は、県の予測では2010年に209万人にまで伸びるはずでしたが、実際は2004年の202万人をピークに減少を始めています。国立社会保障人口問題研究所の最新の予測では、群馬県の人口減少はさらに勢いを増し、2030年には現在より20数万人も減って178万人になると予測しています。

4 工業用水実績の減少

工業用水の給水実績も1995年 59.5万 m³/日をピークとして減少をはじめ、2005年には49万 m³/日と2割近くも減少しています。

以上1から4に指摘したように水需要にかかわる指標は1990年代後半をピークとして顕著な減少をみせています。この大きな変化は、年を追うごとに大きくなることは確実で、当然行政執行に反映されてしかるべきもので

す。

第5 正確な水需要予測を放棄した群馬県

1 21世紀プランの無責任な予測

群馬県は、5年ごとの総合計画にあわせておこなってきた水需要予測を2001年3月発行の「21世紀プラン」から事実上放棄しています。そこにあるのは、「2010年の生活用水（最大取水量）134万～143万m³/日」など、極めてあやふやな数値です。

水需要予測は、ダムや上水道などの公共事業と直接関わる重要な予測です。まともな予測がされてはじめて、必要な事業の立ち上げ、追加、あるいは縮小、廃止などの公共事業の見直しができることになるのです。

県は被告準備書面（14）のなかで「社会経済構造が大きく転換する時代にあっては過去のトレンドを基礎とする県全体の水需要予測は現実的でない」とのべています。右肩上がりの過去のトレンドを基礎とした予測は現実的でないことに異論はありません。だからといってなぜ予測を放棄することになるのでしょうか。社会経済構造が大きく変化する時だからこそ、その大きな変化を包括した科学的な水需要予測をおこなうべきではありませんか。

被告準備書面（14）は、「21世紀プランにおける水需要の見通しは、限りある水を有効に使うことや水源となっている森林を保全することなどの健全な水循環系の構築をめざし、県民ひとり一人が毎日の水の使い方を考える際の基準ないしはきっかけとすることを目的におこなった」としていますが、その「見通し」なるものは結局、みずからが「現実的でない」とした過去の右肩上がりのトレンドに沿った予測の範囲であることも指摘しておきます。

2 過去のトレンドに引きずられる非科学的な予測

被告準備書面（14）は、「21世紀プラン」の水需要見通しが大きく外れていることについて、「現時点での実績値のみから過去の予測の適否を論じることは妥当でない」とし、右肩上がりになったのは1988年～1997年の実績区間の傾向の影響だとしています。しかも、返す刀で原告

準備書面(12)がとりあげている(a)「群馬県水道の一人あたり給水量(推計値:増加傾向)」と(b)「横浜市水道の一人1日最大給水量の実績と市の予測(推計値:減少傾向)」について、それぞれ過去の実績データに影響されるため」と断じています。

この主張などは、給水実績の変化、違いの背景にある要因に立ち入った分析をせず、ただ過去のトレンドのみに頼って予測をおこなってきたことをみずから吐露するものです。

たとえば横浜市の給水実績が右肩下がりの背景には、水需要を左右する要因のひとつであるトイレの水洗化人口、水洗化率が早くから9割を超え、水洗トイレの普及よりも節水型トイレへの転換が考慮すべき要因となっていたこと見て取れます。しかも実績値の急減は、この要因が水需要を引き下げる相当強い因子であることまで考察することができます。一方で群馬県の水洗化人口は、1998年で8割を超えたところで、普及の頭打ち傾向が現れはじめています。節水型トイレ等の節水機器の普及・転換の影響を考慮にいれば、それまでの右肩上がりのトレンドそのままの水需要予測はなりたたない時期に来ていることは考察できるのではないのでしょうか。

このように県の水需要予測は、極めて科学性に欠けるものと言わざるを得ません。

3 水需要が大きく変化した後もまともな予測をしない群馬県

百歩譲って「21世紀プラン」当時は、社会経済構造の大きな変化を包括した科学的な水需要予測は難しかったとしても、その後5年以上が経過して、右肩下がりの顕著な傾向がハッキリした現時点においても、群馬県は、詳細な水需要予測をしようとしていません。これは、県の将来について、あるいは県がかかわる公共事業について、これを見直してゆくためのまともな資料をそろえるつもりがない、ということと同じです。

被告準備書面(14)は、水源の確保はそれぞれの水道事業者のおこなうことだとした上で、「水は一方向、上流から下流にしか流れず、川筋が異なれば新たな取水施設と導水施設が必要となり、水の移送に多大なコストを要することになる。群馬県において、県全体のマクロの水需給について

議論しても意味はない」とまで述べています。

県はかつて、四万川ダムを建設し、これに参画して水利権を得た太田市が、川筋の違う渡良瀬川から同水利権によって取水ができるよう国交省に掛け合い、実現させています。広瀬・桃の木両農業用水から県央第2水道など都市用水への転用のための契約をしています。県全体のマクロな水需給をもとにして、限りある水資源を有効活用する必要があるからこそ、広域行政である県としてこのような施策を実施してきたのではないのでしょうか。準備書面の主張は、そうした群馬県の役割を否定するものです。

第6 県央第2水道の自治体の実情

県央第2水道は1988年1月に認可され、1998年に給水が開始された県営水道です。当初計画では、施設ベースで見ると、4つの浄水ラインが順次建設され、供給量を増やして行き、2013年度には1日最大186,500m³/日の水を供給する計画で関係市町村と年度ごとの契約量が協定として結ばれました。

同水道は、当時の右肩上がりの水需要に対応する目的で計画されましたが、八ツ場ダムへの参画が強い要因となって必要以上に過大な計画となりました。このことは、供給開始当時すでに水需要減が顕著になり、同水道に参加する必要のない町村まで計画にまきこんでいることからもうかがえます。同水道は、関係13市町村が県に要望して立ち上がったことになっていますが、市町村から出された要望書には明らかに「雛形」が用意され、ひどい場合は町村名だけ差し替えたようなモノまで見受けられます。事実上県が市町村を巻き込んで立ち上げた計画であるといえます。

こうしたやり方は、市町村をダム建設に参画させるときにとられる常套手段で、かつて群馬県がすすめた倉淵ダム建設も高崎市からの要望に基づいた計画のはずでしたが、市民のダム不要論、見直し論が高まる中で、2003年には高崎市の松浦市長が「こちらからダムを造ってほしいと頼んだ覚えはない」と表明するに至りました。これを受ける形で同年12月議会で小寺知事（当時）が、①近年洪水は発生していない、②水も足りている、③財政難——を理由に建設凍結を宣言し、現在に至っています。どちらが計画を持

ち込んだかは明らかであります。

県央第2水道は、皮肉なことに認可から供給開始となる10年間に、関係自治体の水需要が劇的に変化してしまいました。水需要の減少期にはいったのです。今では多くの自治体にとって同水道は、必要なかったり、過大な水を買わされるやっかいな存在となっています。

私たちは2003年夏、同水道に加入している全市町村の水道担当者をまわって水需要の動向や県央水道と既存水源の関係などについてヒアリングをおこないました。確かに一部町村、たとえば前橋市に合併した旧大胡町などは、以前から河川水に依存しており、浄水施設が古くなってきたので県央水道に頼りたい、という回答でした。しかし、多くの自治体、とりわけ利根川の伏流水を水源としてきた自治体は、供給水量は現状のまま（約半分程度）でよく、これ以上はいらぬ——との意見が大勢でした。なかには、「違約金を払ってもいいから抜きたい」という担当者さえいました。

水道担当者は、できる限り余裕水源を持ちたいという意識が働くものですが、それでもヒアリング全体を通して感じたのは、県央第2水道は当初計画の半分程度あればいい、というものでした。

東部水道についても、私たちのヒアリングへの回答は、県央第2水道と同様の状況でした。

当時県企業局は、私の県議会での質問にたいして、自治体担当者の見解は、「7割強は必要というものだった」と答弁し、実際、2004年におこなわれた協定の全面見直しでは、最終給水量は1日最大146,000m³/日と、当初の協定から20%強を減じるものになりました。

ところが、実際の供給水量は、3年ごとの協定見直しでおこなうこととなり、2005年～2007年の供給量は、64,465m³/日～67,375m³/日と、大幅に減じた協定の最終供給量からみてもその半分以下のレベルとなっています。

各自治体の水需要は年々低下してきており、現実の供給量と最終供給量のギャップは大きな矛盾として残ります。当初計画の過大さが改めて明らかになったというべきものです。

第7 非かんがい期の水利権について

群馬県が保有する水源のうち夏期（かんがい期）には八ツ場ダムによるものは含まれておらず、広瀬桃の木用水からの転用（ $2\text{ m}^3/\text{s}$ ）したものがあてられています。県は、これは夏期だけのもので、冬期（非かんがい期）は八ツ場ダムの水利権が必要だと主張しています。

しかし、私が議会を通して請求した資料（2005年11月24日）によれば、昭和55年12月18日に（乙）利水団体（広桃用水）と（甲）県知事とで締結された契約内容は、「乙の使用する農業用水利権のうち甲が行う都市用水事業に $2\text{ m}^3/\text{s}$ の転用を図る」——というもので、かんがい期・非かんがい期の区別は記されていません。

広瀬桃の木用水の建設省（当時）の認可証（平成8年11月14日）をみれば、同用水の水利権は、しろかき期（6月1日～6月30日）で $35.0\text{ m}^3/\text{s}$ 、普通期（7月1日～9月25日）で $29.9\text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期（9月26日～5月31日）で $12.2\text{ m}^3/\text{s}$ となっています。非かんがい期にも両用水には $12.2\text{ m}^3/\text{s}$ の水があるわけで、必要ならば $2\text{ m}^3/\text{s}$ の取水はできると解釈していいはずで、となれば、八ツ場ダムの利水は通年で必要ないこととなります。

第8 地下水の適正な利用をさまたげる県央水道水の押しつけ

県央第2水道の供給域は、地形的には前橋扇状地にあたっています。前橋扇状地の地下には、比較的連続する前橋礫層など、含水性の高い地層が厚く堆積しており、少なくみても1億トンを超える地下水が滞留していると考えられています。この量は夏期の利水容量が2500万 m^3 の八ツ場ダムの4倍以上です。

専門家によれば、とりわけ扇状地の地下水は、適正量を常時くみあげることが、地下水の涵養、水質の保全にとって必要とされています。

しかし、県央第2水道導入後は、年々増加する供給水量のために、保有する地下水源が利用されなくなる傾向が顕著になっています。たとえば、かつて旧前橋市は、上水道の全量が地下水によってまかなわれていましたが、県央水道の導入によって近年では5割を切っている状態で、施設の稼働率は低

くなっています。地下水源を有効に活用すれば、県央第2水道の役割はさらに小さくなります。

第9 地盤沈下対策というが

環境省が発表した「平成17年度全国の地盤沈下地域の概要」によれば、通常問題とされる年間2㌫以上の沈下は群馬県にはありません。同報告の記述でも、地盤沈下の直接被害・間接被害とも群馬県は「無し」となっています。

群馬県の2㌫/年以上の沈下は、1995年以降なく、地盤沈下が収まって10年以上が経過している、というのが現実です。したがって、これ以上の対策、しかも莫大な費用をかけての対策が必要ないことはあきらかです。

因みに、「群馬県の生活環境を保全する条例」による地下水規制は、対象地域による一定規模以上の井戸の届け出と地下水採取量の報告を義務づけていますが、東京都や埼玉県などのような井戸の新設の禁止はおこなっていません。

地下水くみ上げ抑制に本腰を入れようとしめない行政が、八ツ場ダムの場合のみ地盤沈下対策を強調するのは極めて恣意的です。

第10 渇水対策について

被告準備書面(14)は、1996年と1997年に冬期の渇水があり、取水制限が行われたことを問題としています。しかし、いずれも需要抑制のよびかけ程度で給水制限や断水などの事態には至っていない、軽微な渇水でした。

当時は、群馬県の水需要がピークに達していた時期です。現在は当時と比べて2割近く給水が減じてきており、渇水になりにくくなってきていると言えます。実際ここ10年は冬期の渇水騒ぎはありません。

八ツ場ダムの利水容量は、現在ある利根川水系ダム群のそれと比べて約2割で、しかも夏期には洪水調節のために大幅に減じる(5%程度)ことを考えれば、すでに八ツ場ダム分の渇水対策が、水需要の減少という形でされたこととなります。そして、この傾向は年を追うごとに強まってゆきます。

第11 結論

以上みてきたとおり、群馬県にとって八ツ場ダムの利水は事実上必要なくなっています。被告が主張する非かんがい期の県央水道の利水も、渇水対策も、地盤沈下対策も、その代替の方策について、あれこれ考えられ、それらが十分有効であることがわかってきています。利根川の生態系を大きく破壊し、かけがえのない景勝地や温泉を沈めるばかりか、災害誘発の危険性さえあるダムをつくるだけの説得力は、利水面でもまったく見いだせないと考えます。

しかも重大なのは、群馬県が、科学性を持ったまともな水需要予測を放棄し、もって八ツ場ダムの必要性を県として検証する立場も放棄している点です。

このような行政執行による県費の支出は違法と考えます。

第12 補足

以上、本件八ツ場ダムの利水面について述べてきましたが、ここで次の2点について述べておきたいと思います。

1 台風9号の豪雨による出水について

今年9月上旬の台風9号は、八ツ場ダムの吾妻川流域に大雨を降らせました。当該域にある雨量計測地点8カ所の3日間の雨量を単純平均すると356^ミとなり、これは国交省が想定する100年確率の雨量(354^ミ)を上回っています。

八ツ場ダムの計画では、100年確率の降雨によって八ツ場ダム地点に流れる3900m³/sの洪水をダムによって2400m³/sカットし、下流には1500m³/sを流すことになっています。

ところが、吾妻溪谷の下流にある岩島での今回の水位は、1100～1200m³/s程度のものでした。計画の3分の1にも満たないものであり、国交省の治水計画のずさんさ——机上の流量計算モデルがいかに現実ばなれしているかを端的に示しています。

今回の降雨について十分検討し直し出水量を見直すとともに、吾妻溪谷

のダム効果についても再検討するべきです。

2 巨大地滑りの可能性について

J R川原湯温泉駅の移転先などが予定されている、現川原湯温泉南西の緩斜面一体は、写真・地形図からみて明らかに大きな地滑りの跡です。

国交省は、この地滑りについて、その先端の部分に河岸段丘が形成されていることなどをもって地滑りはなく、安定している、としています。

確かに河岸段丘ができるだけの地質時代を経ていることから、現状では地塊は安定しているとみられますが、八ツ場ダム建設によるダム湖は、この河岸段丘そのものも水面下にしずめることとなります。地下水面の大幅な上昇によって、現在は安定している滑り面が、再度動くことは十分考えられることです。

実際、大滝ダム、滝沢ダムなどの地滑りは、国交省の小規模な地滑り対策をあざ笑うように大きな規模で滑っています。

ボーリング調査による滑り面の確認など、必要な調査を行うべきです。

前橋地方裁判所民事第2部 御中